

大島商船高等専門学校商船学科における乗船実習の履修方法の特例に関する規則

制定 平成28年9月1日

第1条 この規則は、大島商船高等専門学校学則第3条第3項及び別表第2（附則別表を含む）並びに学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程第17条第5号に定める商船学科に関する卒業年次の大型練習船実習課程の履修方法の特例（以下「特例措置」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 特例措置を適用する対象者は、卒業年次の商船学科学生のうち、疾病等やむを得ない事由により乗船実習を履修することが困難であると教務委員会の議を経て校長が認めた者とする。

第3条 学生は、第2条の認定を受けようとする場合は、申請書（別紙様式）に学校が指定する医師の診断書を添えて、所定の期日までに校長に申請しなければならない。ただし、乗船実習の履修中等に第2条の対象となることとなった場合は、できる限り速やかに申請するものとする。

第4条 校長は、特例措置を行うこととなった学生に対し、本科の授業科目、特別研究、企業でのインターンシップ、授業補助活動等の中から単数又は複数を指定するものとする。

2 指定した特例措置に関する授業科目等については、単位修得はできない。

3 指定した特例措置に要する経費は、当該学生の負担とする。

第5条 第2条の認定を受けた学生は、校長が指定する特例措置を行い、次条の完了が認定されることにより、当該措置の対象である大型練習船実習課程を修了したものとみなすことができる。

第6条 指定した特例措置にかかる完了の認定は、学修の記録により教務委員会の議を経て校長が行う。

第7条 この規則による申請手続等の詳細については、教務委員会が定める。

第8条 この規則に定めるもののほか、特別措置に関する必要な事項は、「商船学科卒業前6ヶ月乗船実習に関する特例措置」についての申し合わせ（平成28年6月2日商船系高等専門学校校長・事務部長会議）に基づき、校長が決定する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年8月2日から施行する。

別紙様式

商船学科における乗船実習の履修方法の特例措置適用申請書

年 月 日

大島商船高等専門学校長 殿

商船学科 5 年

学籍番号

氏 名

(自署)

保護者等氏名

(自署)

大島商船高等専門学校商船学科における乗船実習の履修方法の特例に関する規則第 3 条の規定に基づき、下記のとおり特例措置の適用申請をいたしますので、認定くださいますようお願いいたします。

記

1. 特例措置適用期間 自 年 月 日
至 年 月 日

2. 事 由 (学校が指定する医師の診断書添付)